

○泉南市立学校施設使用条例

令和7年6月27日条例第22号

泉南市立学校施設使用条例

泉南市立学校建物及び設備使用条例(昭和32年泉南市条例第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条の規定により、泉南市立小学校及び中学校の施設(以下「学校施設」という。)を社会教育その他公共のために使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ泉南市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合は、学校施設の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第3条 教育委員会は、学校施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 営利を目的として使用するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 学校施設、附属設備その他の備品等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 学校施設の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団が使用するとき。
- (6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、学校施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は許可の条件に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (3) 使用の許可に係る条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (5) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害の賠償）

第8条 使用者は、施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の泉南市立学校建物及び設備使用条例第2条第1項の規定によりされている許可は、この条例による改正後の泉南市立学校施設使用条例第2条第1項の規定によりされた許可とみなす。

別表（第5条関係）

施設	施設使用料			空調設備使用料	
	使用区分			超過1時間につき	1時間につき
	午前	午後	夜間		
小学校屋内運動場	1,500 円	1,500 円	3,000 円	400 円	400 円
中学校屋内運動場	1,500 円	1,500 円	3,000 円	400 円	600 円
屋外運動場	500 円	500 円	500 円	150 円	

備考

1 使用区分の時間は、次のとおりとする。

（1）午前 午前8時から正午まで

（2）午後 午後1時から午後5時まで

（3）夜間 午後6時から午後9時まで

2 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

3 使用区分に満たない使用時間の端数は、当該使用区分とみなす。

4 この表中「超過1時間」とは、許可された使用区分の前後1時間以内の延長使用の場合について定めたものであり、1時間に満たない使用時間の端数は1時間とみなす。

5 同日中の異なる使用区分を複数申請する場合の使用料は、各使用区分の合算額とする。

6 屋内運動場の空調設備を使用するためのプリペイドカードは、再交付しない。